

## 「SafeworK 向上宣言」フローチャート

### 【ステップ1】

本制度の趣旨に賛同する事業主等は、安全衛生委員会などの場を活用して労働者の意見を聴取のうえ、様式1「SafeworK 向上宣言」を作成し、事業場内の見やすい場所に掲示するなどして事業場内外に表明するとともに、労働災害防止や職場環境の改善等の宣言事項について自ら積極的に推進する。(安全衛生委員会等の設置がない場合は、職場懇談会等の任意の機会でも差し支えない。)



### 【ステップ2】

事業主等は、様式2「安全衛生管理自己診断」による点検等を実施し、改善等すべき事項がある場合は、改善に着手する。なお、宣言事項の推進、或いは、自己診断結果に基づく改善等に際しては、安全衛生管理年間計画を作成するなどして計画的に取り組むことが望ましく、また、必要に応じて各運営者等に支援等を求めることとする。

支援等の求めを受けた各運営者等は、求めに応じた必要な支援等に努める。



### 【ステップ3】

様式1を宮城労働局ホームページ等に掲載することを希望する事業主等は、様式1及び様式3「SafeworK 向上宣言登録シート」を宮城労働局にメール添付の方法により提出する。なお、その他の方法でも差し支えない。

宮城労働局は、様式4「登録番号通知書」により登録番号を通知するとともに、様式3の公開情報及び様式1を宮城労働局ホームページに掲載し、併せて、他の運営者等との間で当該情報を共有する。